

2014年2月28日

みずほ銀行（中国）有限公司

中国アドバイザリー部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第306号)

中国上海自由貿易試験区管理委、 商業ファクタリング管理弁法を公布 ファイナンスリース会社による兼業も可能に

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「上海自貿区管委」という）は2014年2月21日、『中国（上海）自由貿易試験区における商業ファクタリング業務管理暫定弁法』（中（滬）自貿管[2014]26号、以下『弁法』という）を公布しました。『弁法』は、「中国（上海）自由貿易試験区」（以下「上海自由貿易区」という）の商業ファクタリング企業が従事可能な業務範囲について、上海市浦東新区人民政府が2012年12月に公布した『上海市浦東新区における商業ファクタリング企業設立の試行弁法』（浦府綜改[2012]2号）には盛り込まれていなかった「輸入ファクタリング」と「オフショアでのファクタリング」を追加している（第5条）ほか、区内のファイナンスリース会社も本業と関連する商業ファクタリング業務を展開できることを明記（第3条）しています。

□ 業務範囲で規制緩和を図る

「ファクタリング」とは、企業が持つ売掛債権（売掛金、受取手形等）の回収リスクをファクターが肩代わりする金融サービスです。販売・輸出企業は、保証料や割引料を支払う代わりに債権回収リスクをファクターに転嫁し、回収コストの削減や資金調達の効率化を図ることができます。

商務部は2012年6月、天津市濱海新区と上海市浦東新区を試行地域として商業ファクタリング企業の設立を開放。その後、試行地域を広州市・深圳市（香港・マカオ企業対象）、重慶市（両江新区）、江蘇省等に拡大しています。さらに、國務院が2013年9月に公布した『中国（上海）自由貿易試験区総体方案』（國發[2013]38号）は、上海自由貿易区における金融サービス対外開放措置の一つとして、「ファイナンスリース会社による主要業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業を許可する」ことを盛り込みました。

上海自由貿易区における商業ファクタリング企業の設立には、登録資本金5000万元以上、全額現金による出資、企業の内部統制制度、金融領域での管理経験を有する高級管理人員2名以上の在籍等が求め

られます（『弁法』第4条）。『弁法』は、区内の商業ファクタリング企業が従事可能な業務範囲として新たに輸入ファクタリング、オフショアでのファクタリングを追加。一方、区内のファイナンスリース企業はリース物件およびリース顧客と関連する商業ファクタリング業務を展開することができると規定しています（第5条）。

上海自由貿易区内に外商投資の商業ファクタリング企業を新設する場合、上海自貿区管委に申請を提出し、その届出証明を取得した後、上海自由貿易区の工商行政管理分局で登記手続を行います。一方、区内の外商投資ファイナンスリース会社が商業ファクタリング業務を開始する場合、上海自貿区管委に申請を提出し、その批准文書を受領した後、工商行政管理部門に登記を行う必要があります（第7条）。

【図表1】上海自由貿易区で設立する商業ファクタリング企業の設立関連規定

上海自由貿易区における商業ファクタリング企業の設立条件	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業投資家が商業ファクタリング業務もしくは関連業界を経営した経歴を有していること ✓ 企業投資家がファクタリング業務の展開に相応する資産規模および資金力を備え、健全な会社ガバナンス構造および完善なリスクコントロール制度を有し、直近に規定違反処罰記録がないこと ✓ 金融領域での管理経験を有し、不良信用記録のない高級管理人員を2名以上有していること ✓ 会社形式で設立すること ✓ 登録資本金が5000万元以上で、かつ全額を現金で出資すること ✓ 完善な内部統制制度（リスク評価、業務オペレーション、モニタリング等）を有していること <p>【ファイナンスリース会社による兼業】上記の条件に加え、ファイナンスリース会社設立の規定に合致していること</p>
従事可能な業務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 輸出ファクタリング、<u>輸入ファクタリング</u> ✓ 国内ファクタリング、<u>オフショアでのファクタリング</u> ✓ 商業ファクタリングと関連するコンサルティングサービス ✓ 許可を経たその他の関連業務 <p>【ファイナンスリース会社】<u>リース物件およびリース顧客と関連する上記業務</u></p>
従事不可の業務	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 預金の受入 ✓ 貸付の実行または貸付実行の受託 ✓ 商業ファクタリングと関係のない回収業務・取立業務の専門従事・受託展開 ✓ 投資の受託 ✓ 国家が従事してはならないと規定するその他の活動
企業新設で別途必要になる申請書類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ リスク評価、監督コントロール等のリスクコントロール制度規定 ✓ 商業ファクタリングもしくは関連業界を経営した経歴の証明資料 ✓ 管理人員およびリスクコントロール部門人員の資質経歴証明 ✓ 投資各当事者の会計士事務所による監査を経た直近1年の監査報告

（『弁法』に基づき、中国アドバイザリー部作成）

□ 買取禁止の債権も明記

区内の商業ファクタリング企業は、銀行や株主からの借入、債券の発行、再ファクタリング等を通じて資金を調達できますが、金融リスクを防止するため、企業のリスク資産は純資産総額の10倍以下に制限されます（『弁法』第10条）。また、『弁法』は商業ファクタリング企業の信用リスクを管理するため、

買取を禁止する売掛金の種類を規定しています（第 17 条）。その内容は、上海市浦東新区商務委員会と上海市工商行政管理局浦東新区分局が 2013 年 8 月 14 日付で公布した『浦東新区における商業ファクタリング試行期間の監督管理暫定弁法』（浦商委投促字[2013]34 号）に盛り込まれた規定と同様の記載となっています。また、区内の商業ファクタリング企業は会社経営の重大事項について、主管部門である上海自貿区管委に報告する必要があります（『弁法』第 15 号）。

【図表 2】上海自由貿易区で行う商業ファクタリングの業務関連規定

業務遂行に係る主な規定内容	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 企業のリスク資産は通常、純資産総額の 10 倍を超えてはならないこと（リスク資産は企業の総資産から現金、銀行預金、国債を除いた剩余資産総額に基づき確定する） ✓ 預金管理銀行で専用口座を開設し、その口座を通じて商業ファクタリング業務を展開すること ✓ 買い取った売掛債権を中国人民銀行信用調査センターの「売掛金質権登記開示システム」に登記すること ✓ 経営情報を商務部の「商業ファクタリング業務情報システム」に入力すること ✓ 重大事項が発生した場合、5 営業日以内に業界主管部門へ報告すること 等
買取が禁止される売掛金	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 正常な支払期限を超えた売掛金 ✓ 国家の法律・法規に違反し、経営する権利がなく無効となった売掛金 ✓ 貿易紛争が発生している売掛金 ✓ 販売不成立で即返品できる約定により形成された売掛金 ✓ 保証金類の売掛金 ✓ 債務相殺が発生する可能性のある売掛金 ✓ すでに譲渡された、または担保が設定された売掛金 ✓ 第三者に代理権を主張されている売掛金 ✓ 譲渡してはならないと法律・法規が規定もしくは当事者が約定している売掛金 ✓ 法律による強制措置が採られた売掛金 ✓ その他の権利措置が存在する可能性のある売掛金
主管部門への報告が必要となる重大事項	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 持分比率が 5% を超える主要株主の変動 ✓ 1 件の金額が純資産の 5% を超える重大な関連取引 ✓ 1 件の金額が純資産の 10% を超える重大な債務 ✓ 1 件の金額が純資産の 20% を超える偶発負債 ✓ 純資産の 10% を超える重大な損失もしくは賠償責任 ✓ 董事長、総經理等の高級管理人員の変動 ✓ 減資、合併、分割、解散および破産申請 ✓ 重大な訴訟、仲裁の裁決待ち

（『弁法』に基づき、中国アドバイザリーパート作成）

*

『弁法』の詳細については、4 ページからの日本語仮訳および 10 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリーパート 月岡直樹】

(日本語仮訳)

中国（上海）自由貿易試験区管理委員会

中（滬）自貿管[2014]26号

中国（上海）自由貿易試験区における商業ファクタリング業務管理暫定弁法

第1章 総則

第1条 中国（上海）自由貿易試験区（以下「自由貿易試験区」という）における商業ファクタリング業務の健全な発展を奨励および促進し、自由貿易試験区内の信用サービス業の対外開放を促進し、信用リスクを防止し、経営行為を規範化するため、『國務院による「中国（上海）自由貿易試験区總体方案」の印刷・配布に関する通達』（国發[2013]38号）、『商務部による商業ファクタリングの試行関連業務に関する通達』（商資函[2012]419号）、『商務部による商業ファクタリング施行実施方案に関する回答書』（商資函[2012]919号）、『商務部弁公庁による商業ファクタリング業界管理業務の適切な遂行に関する通達』（商弁秩函[2013]718号）、『中国（上海）自由貿易試験区管理弁法』、『中国（上海）自由貿易試験区外商投資企業届出管理弁法』、『中国（上海）自由貿易試験区外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2013年）』および関連法律・法規の関連規定に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法がいう商業ファクタリング業務とは、供給者がファクタリング業者とファクタリング協議の締結を通じて、供給者が現在もしくは将来の売掛金をファクタリング業者に譲渡し、それによって融資を取得、もしくはファクタリング業者が提供する勘定管理、代金回収、貸倒保証等のサービスを取得することを指す。

商業ファクタリング業務とは、非銀行機構が従事するファクタリング業務を指す。

第3条 本弁法がいう商業ファクタリング業務に従事する企業とは、自由貿易試験区内に設立された内資・外資の商業ファクタリング企業および主要業務と関連する商業ファクタリング業務を兼業する内資・外資のファイナンスリース会社を指す。金融リース会社が商業ファクタリング業務に従事する場合、金融行政主管部門の要求に基づき執行する。

中国（上海）自由貿易試験区管理委員会（以下「自由貿易試験区管理委員会」という）は、自由貿易試験区における商業ファクタリング業界主管部門である。

第4条 商業ファクタリング企業は、以下の条件に合致していかなければならない。

（1） 企業投資家は、商業ファクタリング業務もしくは関連業界を経営した経歴を有していな

ければならないこと。

- (2) 企業の投資家は、ファクタリング業務の展開に相応する資産規模および資金力を備え、健全な会社ガバナンス構造および完善なリスクコントロール制度を有していなければならず、直近に規定違反処罰記録がないこと。
- (3) 企業は、設立申請時に、金融領域における管理経験を有し、かつ不良信用記録がない高級管理人員を2名以上擁していること。
- (4) 企業は、会社形式で設立しなければならないこと。登録資本金は5000万人民元を下回らず、かつすべて通貨の形式で出資すること。
- (5) 完善な内部統制制度を有していること。リスク評価、業務プロセス・オペレーション、モニタリング等を含むがこれに限らない。
- (6) 商業ファクタリング業務を兼業するファイナンスリース会社は、上述の条件を満たすほか、ファイナンスリース会社設立の規定にも合致していなければならないこと。

第5条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、以下の業務を展開することができる。

- (1) 輸出入ファクタリング業務、
- (2) 国内およびオフショアでのファクタリング業務、
- (3) 商業ファクタリングと関連するコンサルティングサービス、
- (4) 許可を経たその他の関連業務。

ファイナンスリース会社は、主要業務と関連する商業ファクタリング業務、すなわちリース物およびリース顧客と関連する上述業務の兼業を申請することができる。

第6条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、以下の活動に従事してはならない。

- (1) 預金の受入、
- (2) 貸付の実行または貸付実行の受託、
- (3) 商業ファクタリングと関係のない回収業務、取立業務の専門従事または受託展開、
- (4) 投資の受託、
- (5) 国家が従事してはならないと規定するその他の活動。

第2章 設立と変更

第7条 商業ファクタリング業務に従事する企業の設立もしくは変更は、以下の手順に基づき手続を行う。

- (1) 商業ファクタリング業務に従事する内資ファクタリング会社を新設する、すでに設立した内資ファイナンスリース会社による主要業務と関連する商業ファクタリング業務の兼業を申請する場合、自由貿易試験区工商分局に申請を提出し、自由貿易試験区工商分局から自由貿易試験区管理委員会に意見を聴取した後、登録登記手続を行う。
- (2) 商業ファクタリング業務に従事する外資ファクタリング会社の新設は、まず自由貿易試験区管理委員会に申請を提出し、自由貿易試験区管理委員会が発行する届出証明を取得した後、自由貿易試験区工商分局で登録登記手続を行う。
- (3) 新設した、およびすでに設立した外商ファイナンスリース会社が主要業務と関連する商業ファクタリング業務の兼営を申請する場合、自由貿易試験区管理委員会に申請を提出し、自由貿易試験区管理委員会が批准文書を発行し、企業は批准文書および批准証書により工商部門で登録登記手続を行う。

第8条 商業ファクタリング業務に従事する企業の設立は、法定の申請資料を提出するほか、以下の資料も提出しなければならない。

- (1) リスク評価、監督コントロール等のリスクコントロール制度規定、
- (2) 商業ファクタリングもしくは関連業界を経営した経歴の証明資料、
- (3) 管理人員およびリスクコントロール部門人員の資質経歴証明、
- (4) 投資各当事者の会計士事務所による監査を経た直近1年の監査報告。

第9条 ファイナンスリース会社が主要業務と関連する商業ファクタリング業務を兼業する以外の商業ファクタリング会社は、名称において「商業保理」の文字を追加しなければならない。

第3章 資金管理

第10条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、銀行および非銀行金融機関および株主からの借入、債券発行、再ファクタリング等の合法的なチャネルを通じて融資することができ、融資の出所は必ず国家の関連法律、法規の規定に合致していかなければならない。

リスクを防止し、経営の安全を保障するため、商業ファクタリング業務に従事する企業は信用リスク管理プラットホーム開発業務を適切に遂行し、企業のリスク資産は通常、純資産総額の10倍を超えてはならない。リスク資産は、企業の総資産から現金、銀行預金、国債を減じた後の剩余資産総額に基づき確定する。

第11条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、中国人民銀行信用調査センター売掛金質権登記公示システムでオンライン登録を行い、経営過程における毎回の譲り受けた売掛金を当該シス

ムに登記し、合わせて初期登記証憑を取得しなければならない。売掛金に登記変更、抹消の状況が発生した後、商業ファクタリング企業は遅滞なく当該システムにおいて登記し、合わせて変更、抹消登記証憑を取得しなければならない。

第12条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、自由貿易区内のすでに国際的なファクタリング企業組織に加入している銀行に委託して預金管理銀行とし、合わせて当該銀行で商業ファクタリング運営資金の専用口座を開設しなければならない。商業ファクタリング業務に従事する企業は、専用口座のみを使用して日常の商業ファクタリング業務を展開することができる。

専用口座内の資金使用範囲および要求は、自由貿易試験区の関連政策措置が明確化されるのを待った後、調整もしくは補充を行う。

第13条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、預金管理銀行と資金管理協議を締結し、双方の権利、義務および責任を明確化しなければならない。

商業ファクタリング業務に従事する企業は、協議締結後の5営業日以内に自由貿易試験区管理委員会に協議の副本、基本口座および専用口座の情報資料を送付しなければならない。

預金管理銀行は、関連預金管理制度を自由貿易試験区管理委員会に報告し、合わせて規定に基づき商業ファクタリング業務に従事する企業の資金口座および口座内資金の使用状況に対して管理を実施しなければならない。

第14条 預金管理銀行は、専門担当者を指定して商業ファクタリング企業の専用口座の資金管理と支払決済、資料審査等の具体的な業務に責任を負わせ、商業ファクタリング企業の融資、入金、返済等の資金出入台帳を構築し、合わせて商業ファクタリング企業と定期的に照合しなければならない。

預金管理銀行は、商業ファクタリング企業から管理費用を徴収することができ、費用徴収標準は預金管理銀行と商業ファクタリング銀行が自ら約定することができるが、国家の関連規定に違反してはならない。

第4章 経営監督管理とリスク防止

第15条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、必ず規定に基づき商務部の商業ファクタリング業務情報システムに登録して情報入力を行わなければならず、入力内容には会社登録情報、高級管理人員の資質、財務状況、業務展開状況、内部管理制度構築状況等を含む。新たな登録企業

は、設立後 10 営業日以内に基本情報の入力を完成させ、その後は毎月、毎四半期終了後 15 営業日以内に前月、前四半期の業務情報の入力を完成させなければならない。情報入力状況は、商業ファクタリング会社のコンプライアンス考課の重要な指標とする。

商業ファクタリング業務に従事する企業は、重大事項報告業務を適切に遂行し、下記事項の発生後 5 営業日以内に、情報システムに登録して業界主管部門に報告し、合わせて業界主管部門による監督検査の実施に協力しなければならない。

- (1) 持分比率が 5%を超える主要株主の変動、
- (2) 1 件の金額が純資産の 5%を超える重大な関連取引、
- (3) 1 件の金額が純資産の 10%を超える重大な債務、
- (4) 1 件の金額が純資産の 20%を超える偶発負債、
- (5) 純資産の 10%を超える重大な損失もしくは賠償責任、
- (6) 董事長、総経理等の高級管理人員の変動、
- (7) 減資、合併、分割、解散および破産申請、
- (8) 重大な訴訟、仲裁の裁決待ち。

第16条 商業ファクタリング業務に従事する企業は、有効な法人ガバナンス構造を構築し、内部統制メカニズムを健全化し、法に基づきコンプライアンス経営を行い、リスクを効果的に防止し、自主経営、自主制約、損益の自己負担、リスクの自己引受を着実に遂行しなければならない。

第17条 商業ファクタリングに従事する企業が譲り受ける売掛代金は、必ず正常な支払期限内にあるものでなければならない。原則上、譲り受けることができない売掛代金には以下を含む。

- (1) 国家の法律・法規に違反し、経営する権利がなく無効となった売掛金、
- (2) 貿易紛争が発生している売掛金、
- (3) 販売不成立で即返品できる約定により形成された売掛金、
- (4) 保証金類の売掛金、
- (5) 債務相殺が発生する可能性のある売掛金、
- (6) すでに譲渡された、もしくは担保が設定された売掛金、
- (7) 第三者に代理権を主張されている売掛金、
- (8) 譲渡してはならないと法律・法規が規定もしくは当事者が約定している売掛金、
- (9) 法律による強制措置が採られた売掛金、
- (10) その他の権利措置が存在する可能性のある売掛金。

第18条 商業ファクタリングに従事する企業が経営において規定に合致しない場合、是正を命令しなけ

ればならない。情状が深刻な場合、関連部門が法に基づき処罰を行う。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第19条 自由貿易試験区管理委員会は、区内の商業ファクタリング業務に従事する企業の管理および監督に責任を負い、企業の制度建設、内部統制メカニズム、コンプライアンス経営、融資管理、口座設置等の状況に対して定期的もしくは不定期の立入検査およびオフサイト検査を行う。

監督管理の必要に基づき、自由貿易試験区管理委員会は、企業に専門資料を提供すること、もしくはその董事、監事、高級管理人員に接見して監督管理の話し合いを行うことを要求し、それに関連状況、問題について説明を行って是正を行うことを要求する権利を有する。

預金管理銀行は、企業の資金オペレーションを監督し、国家の法律・法規もしくは預金管理協議の違反を発見した場合、執行せずに直ちに自由貿易試験区管理委員会に報告しなければならない。

第5章 附則

第20条 本弁法の実施過程において国家および上海市が新規定を公布した場合、新規定に基づき調整を行う。

第21条 本弁法は、発布の日より実施し、有効期限は2年とする。

(中国語原文)

**中国（上海）自由贸易试验区管理委员会
中（沪）自贸管〔2014〕26号
中国（上海）自由贸易试验区商业保理业务管理暂行办法**

第一章 总则

第一条 为鼓励和促进中国（上海）自由贸易试验区（以下称“自贸试验区”）商业保理业务的健康发展，扩大自贸试验区内信用服务业对外开放，防范信用风险，规范经营行为，根据《国务院关于印发中国（上海）自由贸易试验区总体方案的通知》（国发〔2013〕38号）、《商务部关于商业保理试点有关工作的通知》（商资函〔2012〕419号）、《商务部关于商业保理试点实施方案的复函》（商资函〔2012〕919号）、《商务部办公厅关于做好商业保理行业管理工作的通知》（商办秩函〔2013〕718号）、《中国（上海）自由贸易试验区管理办法》、《中国（上海）自由贸易试验区外商投资企业备案管理办法》、《中国（上海）自由贸易试验区外商投资准入特别管理措施（负面清单）（2013年）》和相关法律法规的相关规定，制定本办法。

第二条 本办法所称的商业保理业务是指供应商与保理商通过签订保理协议，供应商将现在或将来的应收账款转让给保理商，从而获取融资，或获得保理商提供的分户账管理、账款催收、坏账担保等服务。

商业保理业务是指非银行机构从事的保理业务。

第三条 本办法所称从事商业保理业务的企业，是指在自贸试验区内设立的内外资商业保理企业和兼营与主营业务有关的商业保理业务的内外资融资租赁公司。金融租赁公司从事商业保理业务按金融行业主管部门要求执行。

中国（上海）自由贸易试验区管理委员会（以下简称“自贸试验区管委会”）是自贸试验区商业保理行业主管部门。

第四条 商业保理企业应当符合下列条件：

- （一）**企业投资者应具有经营商业保理业务或相关行业的经历。
- （二）**企业的投资者应具备开展保理业务相应的资产规模和资金实力，有健全的公司治理结构和完善的风险内控制度，近期没有违规处罚记录。
- （三）**企业在申请设立时，应当拥有两名以上具有金融领域管理经验且无不良信用记录的高级管理人员。

- (四) 企业应当以公司形式设立。注册资本不低于 5000 万元人民币，且全部以货币形式出资。
- (五) 有完善的内部控制制度，包括但不限于风险评估、业务流程操作、监控等制度。
- (六) 兼营商业保理业务的融资租赁公司除满足上述条件外，还需符合融资租赁公司设立的规定。

第五条 从事商业保理业务的企业可以开展以下业务：

- (一) 进出口保理业务；
- (二) 国内及离岸保理业务；
- (三) 与商业保理相关的咨询服务；
- (四) 经许可的其他相关业务。

融资租赁公司可申请兼营与主营业务有关的商业保理业务，即与租赁物及租赁客户有关的上述业务。

第六条 从事商业保理业务的企业不得从事下列活动：

- (一) 吸收存款；
- (二) 发放贷款或受托发放贷款；
- (三) 专门从事或受托开展与商业保理无关的催收业务、讨债业务；
- (四) 受托投资；
- (五) 国家规定不得从事的其他活动。

第二章 设立与变更

第七条 从事商业保理业务的企业设立或变更按以下程序办理：

- (一) 新设从事商业保理业务的内资保理公司、已设立的内资融资租赁公司申请兼营与主营业务有关的商业保理业务的，向自贸试验区工商分局提出申请，自贸试验区工商分局征询自贸试验区管委会意见后办理注册登记手续。
- (二) 新设从事商业保理业务的外资保理公司，先向自贸试验区管委会提出申请，在取得自贸试验区管委会出具的备案证明后，到自贸试验区工商分局办理注册登记手续。
- (三) 新设及已设外资融资租赁公司申请兼营与主营业务有关的商业保理业务的，向自贸试验区管委会提出申请，由自贸试验区管委会出具批准文件，企业凭批准文件及批准证书向工商部门办理注册登记手续。

第八条 设立从事商业保理业务的企业，除提交法定申请材料之外，还应提交以下材料：

- (一) 风险评估、监控等风险控制制度规定；
- (二) 经营商业保理业务或相关行业经历的证明材料；
- (三) 管理人员及风险控制部门人员资历证明；
- (四) 投资各方经会计师事务所审计的最近一年的审计报告。

第九条 除融资租赁公司兼营与主营业务有关的商业保理业务以外的商业保理公司应当在名称中加注“商业保理”字样。

第三章 资金管理

第十条 从事商业保理业务的企业可以通过银行和非银行金融机构和股东借款、发行债券、再保理等合法渠道融资，融资来源必须符合国家相关法律、法规的规定。

为防范风险，保障经营安全，从事商业保理业务企业应做好信用风险管理平台开发工作，企业风险资产一般不得超过净资产总额的 10 倍。风险资产按企业的总资产减去现金、银行存款、国债后的剩余资产总额确定。

第十一条 从事商业保理业务的企业须在中国人民银行征信中心应收账款质押登记公示系统进行网上注册，在经营过程中须将每笔受让的应收账款在该系统中登记，并取得初始登记凭证。如发生应收账款登记变更、注销情况后，商业保理企业应及时在该系统中登记，并取得变更、注销登记凭证。

第十二条 从事商业保理业务的企业应当委托自贸试验区内已加入国际性保理企业组织的银行作为存管银行，并在该银行开设商业保理运营资金的专用账户。从事商业保理业务的企业只能使用专用账户开展日常的商业保理业务。

专用账户内资金使用范围和要求待自贸试验区相关改革措施明确后再行调整或补充。

第十三条 从事商业保理业务的企业应当与存管银行签订资金管理协议，明确双方的权利、义务和责任。

从事商业保理业务的企业应当在协议签署后的 5 个工作日内向自贸试验区管委会报送协议副本、基本账户和专用账户的信息资料。

存管银行应将相关存管制度报送自贸试验区管委会，并按规定对从事商业保理业务企业的资金账户和账户内资金使用情况实施管理。

第十四条 存管银行应指定专人负责商业保理企业专用账户的资金管理与支付结算、审核资料等具体工作；建立商业保理企业融资、放款、还款等资金进出台账，并与商业保理企业定期核对。

存管银行可以向商业保理企业收取管理费用，收费标准由存管银行与商业保理企业自行约定，但不得违反国家相关规定。

第四章 经营监管与风险防范

第十五条 从事商业保理的企业必须按规定登录商务部商业保理业务信息系统进行信息填报，填报内容包括公司注册信息、高管人员资质、财务状况、业务开展情况、内部管理制度建设情况等。新注册企业应于成立后 10 个工作日内完成基本信息填报，之后应于每月、每季度结束后 15 个工作日内完成上一月度、季度业务信息填报。信息填报情况将作为商业保理公司合规考核的重要指标。

从事商业保理的企业需做好重大事项报告工作，于下述事项发生后 5 个工作日内，登录信息系统向行业主管部门报告，并配合行业主管部门实施监督检查：

- (一) 持股比例超过 5%的主要股东变动；
- (二) 单笔金额超过净资产 5%的重大关联交易；
- (三) 单笔金额超过净资产 10%的重大债务；
- (四) 单笔金额超过净资产 20%的或有负债；
- (五) 超过净资产 10%的重大损失或赔偿责任；
- (六) 董事长、总经理等高管人员变动；
- (七) 减资、合并、分立、解散及申请破产；
- (八) 重大待决诉讼、仲裁。

第十六条 从事商业保理的企业应当建立有效的法人治理结构，健全内控机制，依法合规经营，有效防范风险，切实做到自主经营、自我约束、自负盈亏、自担风险。

第十七条 从事商业保理的企业受让的应收账款必须是在正常付款期内。原则上不能受让的应收账款包括：

- (一) 违反国家法律法规，无权经营而导致无效的应收账款；
- (二) 正在发生贸易纠纷的应收账款；
- (三) 约定销售不成即可退货而形成的应收账款；
- (四) 保证金类的应收账款；
- (五) 可能发生债务抵消的应收账款；
- (六) 已经转让或设定担保的应收账款；
- (七) 被第三方主张代位权的应收账款；
- (八) 法律法规规定或当事人约定不得转让的应收账款；
- (九) 被采取法律强制措施的应收账款；
- (十) 可能存在其他权利瑕疵的应收账款。

第十八条 从事商业保理的企业在经营中不符合规定的，应责令改正；情节严重，由相关部门依法进行处罚；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

第十九条 自贸试验区管委会负责对区内从事商业保理业务企业的管理和监督，并对企业的制度建设、内控机制、合规经营、融资管理、账户设置等情况进行定期或不定期现场检查和非现场检查。

根据监管需要，自贸试验区管委会有权要求企业提供专项资料，或约见其董事、监事、高级管理人员进行监管谈话，要求其就有关情况、问题进行说明并作整改。

存管银行应监督企业资金运作，发现违反国家法律法规或存管协议的，不予执行并立即向自贸试验区管委会报告。

第五章 附则

第二十条 本办法实施过程中如遇国家和上海市颁布新规定，按新规定再行调整。

第二十一条 本办法自发布之日起实施，有效期2年。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。